

令04原機(科研)008
令和4年5月13日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
(JRR-3 原子炉施設)に係る定期事業者検査の終了報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3原子炉施設）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく定期事業者検査が終了しましたので、同法第29条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名	理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
住 所	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	JRR-3 原子炉施設
検査の方法	別添 1「JRR-3 原子炉施設の定期事業者検査実績」に示すとおり。
検査の期日	令和 3 年 11 月 22 日 ～ 令和 4 年 4 月 22 日

4. 検査の実績

別添 1「JRR-3 原子炉施設の定期事業者検査実績」に示すとおり。
なお、定期事業者検査成績書における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付書類

別添 1 JRR-3 原子炉施設の定期事業者検査実績

参考資料

参考資料 1 JRR-3 原子炉施設 施設管理実施計画

参考資料 2 JRR-3 原子炉施設 (検査要否整理表、設備保全整理表)

J R R - 3 原子炉施設の定期事業者検査実績

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
第 6 条（地震による損傷の防止）	一般構造	原子炉建家、原子炉制御棟、実験利用棟、使用済燃料貯槽室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、2次冷却塔、機器等	外観検査（保安記録確認）	令和 4 年 4 月 11～20 日
第 7 条（津波による損傷の防止）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵施設 使用済燃料貯蔵施設 ステンレス製密封容器	作動検査（保安記録確認）	令和 4 年 4 月 14 日
第 8 条（外部からの衝撃による損傷の防止）	一般構造	原子炉建家、原子炉制御棟、実験利用棟、使用済燃料貯槽室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、排気筒	外観検査（保安記録確認）	令和 4 年 4 月 11～14 日
第 12 条（材料及び構造）	一般構造	機器等	外観検査（保安記録確認）	令和 4 年 4 月 11～20 日
第 15 条（放射性物質による汚染の防止）	一般構造	その他の主要な構造 汚染の防止	外観検査（保安記録確認）	令和 4 年 4 月 11～14 日
第 16 条（遮蔽等）	原子炉本体	原子炉容器 原子炉プール 放射線遮蔽体 上部遮蔽体	外観検査	令和 4 年 4 月 12 日
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵施設 使用済燃料貯蔵施設 使用済燃料プール カナル	外観検査	令和 4 年 4 月 12 日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
	原子炉格納施設	原子炉建家 遮蔽壁 遮蔽扉	外観検査	令和4年4月12日
		原子炉建家 円筒壁	外観検査	令和4年4月11日
		原子炉建家	線量当量率の測定検査	令和4年4月22日
第19条(溢水による損傷の防止)	一般構造	その他の主要な構造 溢水の漏えい防止	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月11日
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備 1次冷却系設備 1次冷却材補助ポンプ電源盤被水防護カバー	外観検査	令和4年4月11日
	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備 マンホール蓋	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月11日
第20条(安全避難通路等)	その他の附属設備	非常用照明 保安灯 誘導灯、誘導標識	作動検査(保安記録確認)	令和4年4月14日
		安全避難通路 通路、避難口、非常扉、非常階段	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月13~14日
第21条(安全設備)	その他の附属設備	消火設備 自動火災報知設備 消火栓	法定消防設備点検(保安記録確認)	令和4年4月14日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		ハロゲン化物消火設備 消火器		
第 22 条 (炉心等)	原子炉本体	燃料体 標準型燃料要素 フオロワ型燃料要素	F P 漏えい検査	令和 4 年 4 月 22 日
第 25 条 (核燃料物質取扱設備)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 使用済燃料取扱装置	作動検査(保安記録確認)	令和 4 年 4 月 13 日
第 26 条 (核燃料物質貯蔵設備)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵施設 未使用燃料貯蔵施設 未使用燃料貯蔵庫 未使用燃料貯蔵ラック	未臨界性・貯蔵能力確認検査(保安記録確認)	令和 4 年 4 月 14 日
		核燃料物質貯蔵施設 使用済燃料貯蔵施設 使用済燃料プール 使用済燃料貯蔵ラック(使用済燃料プール) 使用済燃料貯蔵槽 No. 1 使用済燃料貯蔵ラック(使用済燃料貯蔵槽 No. 1) 使用済燃料貯蔵槽 No. 2 使用済燃料貯蔵ラック(使用済燃料貯蔵槽 No. 2)	未臨界性・貯蔵能力確認検査	令和 4 年 4 月 20 日
		核燃料物質貯蔵施設	外観検査(保安記	令和 4 年 4 月 14 日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		使用済燃料貯蔵施設 使用済燃料プール 使用済燃料貯槽 No. 1 使用済燃料貯槽 No. 2 保管孔	録確認)	
		核燃料物質貯蔵施設 使用済燃料貯蔵施設 保管孔	貯蔵能力確認検査	令和4年4月20日
		核燃料物質貯蔵施設 使用済燃料貯蔵施設 使用済燃料プール水位警報設備	警報検査	令和4年4月13日
	原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項 プール水浄化系設備 使用済燃料プール水浄化冷却系設備 使用済燃料貯槽水浄化系設備	浄化能力確認検査	令和4年4月11日
第28条(冷却設備等)	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備 1次冷却系設備	飽和値確認検査	令和4年4月22日
		1次冷却設備 1次冷却系設備 1次冷却材主ポンプ	作動検査	令和4年4月12日
		1次冷却設備 1次冷却系設備	作動検査	令和4年4月12日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		1次冷却材補助ポンプ		
		1次冷却設備 1次冷却系設備 主要弁（電気作動弁）	作動検査	令和4年4月12日
		1次冷却設備 1次冷却系設備 1次冷却材熱交換器 主配管	漏えい検査	令和4年4月11日
		2次冷却設備 2次冷却系設備 2次冷却材ポンプ	作動検査	令和4年4月13日
		2次冷却設備 2次冷却系設備 主配管	漏えい検査	令和4年4月13日
		その他の主要な事項 重水冷却設備 重水系設備 重水ポンプ	作動検査	令和4年4月12日
		その他の主要な事項 重水冷却設備 重水系設備 主配管	漏えい検査	令和4年4月13日
		その他の主要な事項	作動検査	令和4年4月11日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		自然循環弁 弁		
		その他の主要な事項 プール水浄化系設備 原子炉プール水浄化冷却系設備	浄化能力確認検査	令和4年4月11日
		その他の主要な事項 軽水貯留設備 原子炉プール溢流系設備	作動検査(保安記録確認)	令和4年4月11日
	計測制御系統施設	計装 その他の主要な計装 プロセス計装設備 原子炉プール水位警報設備	警報検査	令和4年4月13日
第29条(液位の保持等)	原子炉本体	原子炉容器 原子炉プール	漏えい検査	令和4年4月11日
	計測制御系統施設	安全保護回路 工学的安全施設作動回路 サイフォンブレイク弁	作動検査	令和4年4月12日
第30条(計測設備)	計測制御系統施設	計装 核計装	点検校正検査	令和4年4月4日
		計装 その他の計装 プロセス計装設備 プロセス放射能監視設備	点検校正検査	令和4年4月13日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		計装 その他の主要な計装 プロセス計装設備 原子炉プール水位警報	警報検査	令和4年4月13日
		制御設備 制御棒位置指示計装	点検校正検査	令和4年4月4日
	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 作業環境モニタリング設備 事故時ガンマ線エリアモニタ 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備 事故時ガスモニタ	指示精度検査	令和4年4月14日
第31条（放射線管理施設）	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 作業環境モニタリング設備 室内ダストモニタ 室内ガスモニタ トリチウムモニタ	警報検査	令和4年4月13～14日
		屋内管理用の主要な設備 作業環境モニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ	警報検査	令和4年4月13～14日
		屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備	警報検査	令和4年4月13～14日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		排気筒ガスモニタ 排気筒ダストモニタ		
第 32 条（安全保護回路）	計測制御系統施設	安全保護回路 原子炉停止回路	作動検査	令和 4 年 4 月 14 日
第 33 条（反応度制御系統及び 原子炉停止系統）	原子炉本体	炉心	最大過剰反応度 検査	令和 4 年 4 月 20 日
		炉心	反応度停止余裕 検査	令和 4 年 4 月 20 日
		炉心	最大反応度添加 率検査	令和 4 年 4 月 20 日
	計測制御系統施設	制御設備 制御棒駆動装置	作動検査	令和 4 年 4 月 14 日
		非常用制御設備 重水ダンプ弁	作動検査	令和 4 年 4 月 12 日
		その他 制御棒引き抜き阻止 ポンプ起動阻止	インターロック 検査	令和 4 年 4 月 14 日
		その他の主要な事項 リバース回路	作動検査	令和 4 年 4 月 14 日
	第 34 条（原子炉制御室等）	計測制御系統施設	その他の主要な事項 中央制御室外原子炉停止盤	作動検査

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
第 35 条（廃棄物処理設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設 原子炉建家排気設備 炉室排気系排風機 実験利用設備排気系排風機 炉室排気系空気浄化装置 実験利用設備排気系空気浄化装置	排気風量検査	令和 4 年 4 月 11 日
		気体廃棄物の廃棄施設 原子炉建家排気設備 炉室排気系排風機 実験利用設備排気系排風機 炉室排気系空気浄化装置 実験利用設備排気系空気浄化装置	除去効率検査	令和 4 年 4 月 11 日
		気体廃棄物の廃棄施設 原子炉建家排気設備 炉室排気系排風機 実験利用設備排気系排風機 炉室排気系空気浄化装置 実験利用設備排気系空気浄化装置 炉室排気系主ダクト 実験利用設備排気系主ダクト	外観検査(保安記録確認)	令和 4 年 4 月 11 日
		液体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物廃棄設備 廃液貯槽	漏えい検査	令和 4 年 4 月 11 日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
		液体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物廃棄設備 廃液貯槽	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月11日
第36条(保管廃棄設備)	放射性廃棄物の廃棄施設	廃樹脂貯留設備 廃樹脂貯留タンク	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月11日
		保管廃棄施設 原子炉建家廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管場所 大型廃棄物保管庫	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月14日
第37条(原子炉格納施設)	原子炉格納施設	原子炉建家	負圧確認検査	令和4年4月12日
		原子炉建家	漏えい率検査	令和4年4月11日
		その他の主要な事項 非常用排気設備 非常用排風機 空気浄化装置 主要弁(遮断弁)	作動検査	令和4年4月12日
第39条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)	その他の附属設備	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための設備 冠水維持機能喪失時用給水設備	外観検査(保安記録確認)	令和4年4月13日
第40条(保安電源設備)	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備 無停電電源装置 非常用発電機	作動検査	令和4年4月12日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
第 41 条 (警報装置)	計測制御系統施設	計装 その他の主要な計装 プロセス計装設備 警報回路	警報検査	令和 4 年 4 月 13 日
	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備 作業環境モニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 室内ダストモニタ 室内ガスモニタ トリチウムモニタ 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備 排気筒ガスモニタ 排気筒ダストモニタ	警報検査	令和 4 年 4 月 13～14 日
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物廃棄設備 漏えい検知器	警報検査(保安記録確認)	令和 4 年 4 月 11 日
第 42 条 (通信連絡設備等)	その他の附属設備	通信連絡設備 一斉放送装置 ページング装置 固定電話、携帯電話	作動検査(保安記録確認)	令和 4 年 4 月 14 日

法令技術基準	施設区分	設備、機器、装置等	検査項目	定期事業者検査日
-	-	JRR-3 原子炉施設に係る保安活動	保安記録確認	令和4年4月11～20日

同意	承認	確認	確認	作成	作成	作成	作成	作成
原子炉 主任 技術者	研究炉 加速器 技術 部長	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	JRR-3 管理 課長	研究炉 技術 課長	利用 施設 管理 課長	工務 第1 課長	放射線 管理 第1 課長

JRR-3 原子炉施設 施設管理実施計画

令和3年9月

原子力科学研究所
 研究炉加速器技術部
 JRR-3 管理課、研究炉技術課、利用施設管理課
 工務技術部 工務第1課
 放射線管理部 放射線管理第1課

(目的)

第1条 本計画は、JRR-3原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第5編第7条（年間運転計画）の定めにより作成する「年間運転計画」に定める。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第5編第30条（修理及び改造）の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

2 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第5編第26条（原子炉運転中の巡視）、保安規定第5編第27条（運転停止後の措置）、保安規定第5編第32条（原子炉停止中の巡視）及び保安規定第2編第38条（放射線測定機器の維持点検及び巡視）並びに「JRR-3本体施設運転手引」、「JRR-3利用施設運転手引」、「JRR-3特定施設運転手引」及び「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第5編第27条の4（施設管理実施計画等の策定）の定めにより、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を作成する。

2 点検及び定期事業者検査の方法及び実施頻度については、前項の「設備保全整理表」に定める。定期事業者検査の時期については、第2条の「年間運転計画」に定める。

- 3 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」、「JRR-3本体施設運転手引」、「JRR-3利用施設運転手引」、「JRR-3特定施設運転手引」及び「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領並びにJRR-3原子炉施設の「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき必要な手続きを行う。

（第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置）

- 第6条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第2章第5節から第7節並びに原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」の定めにより、必要な措置を講じる。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価）

- 第7条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事の結果について、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき確認及び評価する。

- 2 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、JRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視の結果について確認する。
- 3 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第5条の点検、検査等の結果について確認する。
- 4 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、第2項及び前項の結果について、保安規定第5編第27条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき評価を行う。

（第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善）

- 第8条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条第1項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、必要な改善を行う。また、前条第2項から第4項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、保安規定第5編第27条の6（保全活動の有効性評価及び改善）の定め及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 JRR-3管理課長、研究炉技術課長、利用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-3原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

同意	承認	確認	確認	作成	作成	作成	作成	作成
原子炉 主任 技術者	研究炉 加速器 技術 部長	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	JRR-3 管理 課長	研究炉 技術 課長	利用 施設 管理 課長	工務 第1 課長	放射線 管理 第1 課長

J R R - 3 原子炉施設

(検査要否整理表、設備保全整理表)

令和3年9月

原子力科学研究所
 研究炉加速器技術部
 J R R - 3 管理課、研究炉技術課、利用施設管理課
 工務技術部 工務第1課
 放射線管理部 放射線管理第1課

試験研究用原子炉施設（船舶用の研究開発段階炉を除く。）の法令技術基準要求と定期事業者検査の要旨に関する分類表（試験炉_JRR-3施設）

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要旨		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代わる場合の内容・根拠	対象設備
			○△同時確認・知見考慮 水冷却	○△同時確認・知見考慮 自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五節 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六節、第七節及び第八節第一項において同じ。）は、試験研究用等原子炉施設が作用した場合には、当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置しなければならない。第六節 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験研究用等原子炉施設第四節第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損傷により公衆に放射線曝露を及ぼすことがないものでなければならぬ。	○	知見考慮	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査・機検等】 【保安記録確認（各建築、機器等）】 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建築、原子炉制御棟、実験利用棟、使用済燃料貯槽室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、2次冷却塔 機器等（Bクラス） 機器等（Sクラス）
			第六節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○		
6	地震による損傷の防止	第七節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 【保安記録確認（各建築、機器等）】 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建築、原子炉制御棟、実験利用棟、使用済燃料貯槽室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、2次冷却塔 機器等（Sクラス）
		第八節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△	知見考慮		
7	津波による損傷の防止	第九節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	知見考慮	<ul style="list-style-type: none"> 【保安記録確認（ステンレス製密封容器）】 使用済燃料貯蔵施設のステンレス製密封容器の健全性を確認するため、循環系設備の点検記録（放射線強度）の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ステンレス製密封容器
		第十節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	知見考慮		
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第十一節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	知見考慮	<ul style="list-style-type: none"> 【保安記録確認（重要設備）】 【保安記録確認（ばい煙対策設備）】 【保安記録確認（ばい煙対策設備）】 【保安記録確認（各建築、排気筒）】 【保安記録確認（各建築、排気筒）】 	<ul style="list-style-type: none"> 班雷設備、ばい煙対策設備、原子炉建築、原子炉制御棟、実験利用棟、使用済燃料貯槽室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、排気筒
		第十二節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	知見考慮		
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第十三節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。 核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査を実施するため対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定に基づく点検対象設備
		第十四節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認		
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十五節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 【外観検査（構造、運行）・保安記録確認】 	<ul style="list-style-type: none"> 重要度クラス2以上の検査対象の機器等が対象
		第十六節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認		
11	機能の確認等	第十七節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 関係事項の検査が行えることでもって代える。 設備ごとに設置許可審査、竣工検査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計者（設備の多重化、系統簡化等）されていることを確認する。 機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要度クラス2以上の検査対象の機器等が対象
		第十八節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認		
12	材料及び構造	第十九節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 【外観検査（構造、運行）・保安記録確認】 	<ul style="list-style-type: none"> 重要度クラス2以上の検査対象の機器等が対象
		第二十節 重要施設（試験研究用等原子炉施設）は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験研究用等原子炉施設第五節第三項に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	同時確認		

19	<p>漏水による損傷の防止</p> <p>19 漏水による損傷の防止</p>	<p>四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を取り入れないように設置されたものであること。</p> <p>第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を包む容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合がある場合は、当該液体が管理区域外へ漏れいすことを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合には、当該試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合接続するものであってはならない。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用を除く。)及びその専用の電源</p> <p>第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。</p> <p>一 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>二 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験研究用等原子炉施設規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同一。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他の多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p>	<p>○ 同時確認</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p>	<p>・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【補助ポンプ排水対策設備 外観検査】 【保安記録確認 (マンホール蓋)】 【保安記録確認 (堰・床) 等】 【保安記録確認 (安全避難通路)】 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認 (消火設備)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。</p> <p>【保安記録確認 (保管廃棄設備)】 【必要な防火壁】については、設工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。 ・ 第36条 (保管廃棄設備) 第1項及び第2項に係る検査と同時に行う。</p> <p>・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 対象施設なし</p>	<p>被水防護カバーマンホール蓋</p> <p>溢水の漏えい防止 (堰・床等)</p> <p>通路、避難口、非常扉、非常階段</p> <p>保安灯 誘導灯、誘導標識 保安灯</p>
20	<p>安全避難通路等</p>	<p>第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合には、当該試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合接続するものであってはならない。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>○ 同時確認</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p>	<p>・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【補助ポンプ排水対策設備 外観検査】 【保安記録確認 (マンホール蓋)】 【保安記録確認 (堰・床) 等】 【保安記録確認 (安全避難通路)】 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 対象施設なし</p>	<p>通路、避難口、非常扉、非常階段</p> <p>保安灯 誘導灯、誘導標識 保安灯</p>
21	<p>安全設備</p>	<p>四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を取り入れないように設置されたものであること。</p> <p>第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を包む容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合がある場合は、当該液体が管理区域外へ漏れいすことを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合には、当該試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合接続するものであってはならない。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用を除く。)及びその専用の電源</p> <p>第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。</p> <p>一 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>二 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験研究用等原子炉施設規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同一。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他の多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p> <p>四 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。</p> <p>イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。</p> <p>ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。</p> <p>ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。</p>	<p>○ 同時確認</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○ 同時確認</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p>	<p>・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【補助ポンプ排水対策設備 外観検査】 【保安記録確認 (マンホール蓋)】 【保安記録確認 (堰・床) 等】 【保安記録確認 (安全避難通路)】 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認 (消火設備)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。</p> <p>【保安記録確認 (保管廃棄設備)】 【必要な防火壁】については、設工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。 ・ 第36条 (保管廃棄設備) 第1項及び第2項に係る検査と同時に行う。</p> <p>・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 対象施設なし</p>	<p>自動火災報知設備 消火栓 (内部) ハロゲン化物消火設備 消火器</p> <p>原子炉建屋廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管場所</p>
22	<p>炉心等</p>	<p>六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。</p> <p>第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合には、当該試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合接続するものであってはならない。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用を除く。)及びその専用の電源</p> <p>第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。</p> <p>一 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>二 第二十条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験研究用等原子炉施設規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同一。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他の多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。</p> <p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p> <p>四 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。</p> <p>イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。</p> <p>ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。</p> <p>ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。</p>	<p>○ 同時確認</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○ 同時確認</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p>	<p>・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【補助ポンプ排水対策設備 外観検査】 【保安記録確認 (マンホール蓋)】 【保安記録確認 (堰・床) 等】 【保安記録確認 (安全避難通路)】 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認 (消火設備)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。</p> <p>【保安記録確認 (保管廃棄設備)】 【必要な防火壁】については、設工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。 ・ 第36条 (保管廃棄設備) 第1項及び第2項に係る検査と同時に行う。</p> <p>・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 対象施設なし</p>	<p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p>
23	<p>熱遮蔽材</p>	<p>第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。</p> <p>一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けるおそれがないこと。</p>	<p>○ 同時確認</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○ 同時確認</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>○ 知見考慮</p> <p>▲</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p>	<p>・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【補助ポンプ排水対策設備 外観検査】 【保安記録確認 (マンホール蓋)】 【保安記録確認 (堰・床) 等】 【保安記録確認 (安全避難通路)】 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。 【保安記録確認 (非常用照明)】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認 (消火設備)】 ・ 法定消防設備点検の記録確認等により行う。</p> <p>【保安記録確認 (保管廃棄設備)】 【必要な防火壁】については、設工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。 ・ 第36条 (保管廃棄設備) 第1項及び第2項に係る検査と同時に行う。</p> <p>・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 使用にあたりその性能に変化が生じないため、検査不要である。 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 【燃料要素 IP漏えい検査】 ・ 対象施設なし</p> <p>・ 対象施設なし</p>	<p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p> <p>標準型燃料要素 フオロウ型燃料要素</p>

34	原子炉制御室等	<p>要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。</p> <p>4 制御室を駆動する設備は、次に掲げることに由来するものでなければならぬ。</p> <p>一 試験研究用等原子炉の特性に適した速度で制御室を駆動し得るものであること。</p> <p>二 制御室を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。</p> <p>三 制御材の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。</p> <p>5 制御棒の最大反応度面及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して炉心冷却維持バンドが破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。</p> <p>6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合に、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合には、通常運転時、運転時の異常を過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を本臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。</p> <p>第三十四条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉制御室が設けられていないなければならない。</p>	<p>【制御棒駆動装置 作動検査（駆動速度検査）】</p> <p>【制御装置 最大反応度添加率検査】</p> <p>●</p>	同時確認	<p>制御棒駆動装置</p> <p>制御棒、スクラム機構</p> <p>制御棒駆動装置</p> <p>炉心</p>	<p>【制御棒駆動装置 作動検査（駆動速度検査）】</p> <p>【制御装置 最大反応度添加率検査】</p> <p>●</p>	<p>・動作原理上、反応度を増加させない構造のため、定期事業者検査は不要である。</p> <p>【制御棒駆動装置 作動検査（スクラム検査）】</p> <p>・第33条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）第1項、第2項、第3項のスクラム検査と同時に行う。</p> <p>・対象施設なし（反応度投入事象で荷重は発生しない。）</p>	<p>制御棒駆動装置</p> <p>制御棒、スクラム機構</p> <p>制御棒駆動装置</p> <p>炉心</p>
35	廃棄物処理設備	<p>第三十五条 工場等には、次に掲げることに由来する設備を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。</p>	<p>【気体廃棄設備 排気風量検査】</p> <p>【気体廃棄設備 除去効率検査】</p> <p>●</p>	同時確認	<p>炉室排気系排風機</p> <p>実験利用設備排気系排風機</p> <p>炉室排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系空気浄化装置</p>	<p>【保安記録確認（気体廃棄設備）】</p> <p>●</p>	<p>・構造上、放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないため、検査は不要である。</p> <p>・対象施設なし</p>	<p>炉室排気系排風機</p> <p>実験利用設備排気系排風機</p> <p>炉室排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p>
36	中央制御室外原子炉停止盤	<p>【中央制御室外原子炉停止盤】</p> <p>●</p>	同時確認	<p>中央制御室外原子炉停止盤</p>	<p>【中央制御室外原子炉停止盤】</p> <p>●</p>	<p>・停止操作後は、制御室にことまらなければならないため、対策は不要である。</p>	<p>中央制御室外原子炉停止盤</p>	<p>中央制御室外原子炉停止盤</p>
37	廃棄物処理設備	<p>【液体廃棄設備 排気風量検査】</p> <p>【液体廃棄設備 除去効率検査】</p> <p>●</p>	同時確認	<p>炉室排気系排風機</p> <p>実験利用設備排気系排風機</p> <p>炉室排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p>	<p>【保安記録確認（液体廃棄設備）】</p> <p>●</p>	<p>・ろ過装置の汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易なことについては、設計認番書及び使用前事業者検査で確認する。</p> <p>【廃液貯槽 漏えい検査】</p> <p>●</p>	<p>炉室排気系排風機</p> <p>実験利用設備排気系排風機</p> <p>炉室排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系空気浄化装置</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p> <p>実験利用設備排気系主ダクト</p>	<p>廃液貯槽</p>

2	液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるように設置されなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に覆われた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。 三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることや防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面に隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるように設置されなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	▲	●	【保安記録確認（廃液貯槽）】 【保安記録確認（廃液貯槽）】 ・対象施設なし 【保安記録確認（保管廃棄物管理）】	廃液貯槽室 廃液貯槽室
36	保管廃棄設備 三 前爆熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	●	【保安記録確認（保管廃棄物管理）】	廃液貯留タンク 原子炉建家廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管場所 大型廃棄物保管庫 廃液貯留タンク 原子炉建家廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管室 実験利用棟廃棄物保管場所 大型廃棄物保管庫
37	原子炉格納施設 三 前条第二項の規定は、赤褐色の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。 第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるように、原子炉格納施設が設けられていないなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線曝露を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。 二 設計基準事故時において、公衆に放射線曝露を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を削減するものであること。ただし、公衆に放射線曝露を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	▲	●	・対象施設なし（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備はない。） 【原子炉建家 責任確認検査】 【原子炉建家 漏えい検査】	原子炉建家 非常用排風機 空気浄化装置 主要弁（遮断弁） 原子炉建家
38	実験設備等 第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉計可基準規則第二十九条に規定する実験設備等という。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものではない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。 三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	●	・対象施設なし（実験利用設備に関する警報、スクラム信号は実験利用設備の保護が目的であり該当しない。） 【保安記録確認（実験計画）】 ・実験物の反応度効果については、保安規定に基づき、作業前に詳細し、基準値以内であることを確認してから発給する。 ・対象施設なし（放射線の漏えいについては、放射線管理施設（第31条）で管理する。また、放射性物質の漏えいについては、詰塞セルに負圧レベルの要求がないことから該当しない。） ・対象施設なし（実験利用設備に關し、原子炉の安全上必要なパラメータはない。）	【保安記録確認（通信連絡設備）】 ・第42条（通信連絡設備）に係る検査と同時に行う。

39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線が放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。 第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉施設の上で待機しているものでなければならない。 2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。 3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。 第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、超標作子の他の原因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	▲	●	【保安記録確認 (BDBA対策設備)】	冠水維持機能喪失時用給水設備
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉施設の上で待機しているものでなければならない。 2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。 3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。 第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、超標作子の他の原因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【非常用電源設備 動作検査】	無停電電源装置 非常用発電機
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、超標作子の他の原因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【非常用電源設備 動作検査】 【非常用電源設備 動作検査】 【排気筒モニタリング設備 警報検査】	無停電電源装置 非常用発電機 無停電電源装置 非常用発電機 排気筒ガスモニタ 排気筒ダストモニタ ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 室内ダストモニタ 室内ガスモニタ トリチウムモニタ 漏えい検知器
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	●	【保安記録確認 (通信連絡設備)】 【保安記録確認 (通信連絡設備)】	一斉放送装置 ベージング装置 固定電話、携帯電話 一斉放送装置 ベージング装置 固定電話、携帯電話

試験炉 (JRR-3) の設備保全整理表

資料更新日 2021/9/1

※一部故障後交換あり

許可書 記録事項	対象設備機器		小項目 (故障)	小項目 (整備)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○配線確認、 △保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	原簿番号 索引番号	点検頻度 (●保安規定、○運転手引等、 △保安規定文書等) () 付きは、専ら自主的 な点検	更新計画	原簿番号 索引番号	備考	担当部署
	本項目 (施設)	中項目 (設備)											
イ、位置 ロ、一般構造	一般構造	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	中	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		原子炉制御棟	原子炉制御棟	原子炉制御棟	低	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		実験利用棟	実験利用棟	実験利用棟	低	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		使用済燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵庫	使用済燃料貯蔵庫	低	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		燃料管理施設	燃料管理施設	燃料管理施設	低	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		710-012	研究炉技術課	
		使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設	低	時間	△外観検査(6.8)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		2次冷却塔	2次冷却塔	2次冷却塔	低	時間	△外観検査(6)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		業務管理棟	業務管理棟	業務管理棟	低	事後	△外観検査(6)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
		構築等	構築等	構築等	-	-	-	△据付ボルト検査、△外観検査(強度確認)(6.12)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課
		その他の主要な構造	その他の主要な構造	その他の主要な構造	低	時間	△外観検査(6)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
ハ、原子炉本体 (イ) 炉心	炉心	原子炉本体	炉心	炉心	低	時間	△外観検査(床及び壁面)(15)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			汚染の防止	汚染の防止	低	時間	△外観検査(床及び壁面)(15)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			海水の漏えい防止	海水の漏えい防止	低	時間	△外観検査(19)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			ばい煙処理設備	ばい煙処理設備	低	時間	△外観検査(8)	定事後	△定事後毎		820-021	JRR-3管理課	
			(重大過酷対応)	(重大過酷対応)	-	-	-	●重大過酷対応検査(10.33)	定事後	△定事後毎		820-021	JRR-3管理課
			(反応度停止条件)	(反応度停止条件)	-	-	-	●反応度停止条件検査(10.33)	定事後	△定事後毎		820-021	JRR-3管理課
			(重大反応度異常加算)	(重大反応度異常加算)	-	-	-	●重大反応度異常加算検査(10.33)	定事後	△定事後毎		820-021	JRR-3管理課
			5体	5体	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課
			格子板(A,B)	格子板(A,B)	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課
			格子板支持脚	格子板支持脚	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課
プレナム	プレナム	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課			
制御棒案内管	制御棒案内管	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課			
ベースプレート	ベースプレート	中	状態	中	状態	△定事後毎	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課			
(ロ) 燃料体	燃料体	燃料体	燃料体	燃料体	中	時間	●作動検査(重水タンク)(10.33)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			重水タンク	重水タンク	中	時間	●作動検査(重水タンク)(10.33)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			重水タンク本体	重水タンク本体	中	時間	●作動検査(重水タンク)(10.33)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			ビームチューブ(9体)	ビームチューブ(9体)	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料シールド(9体)	燃料シールド(9体)	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			真空容器	真空容器	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料体	燃料体	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料体	燃料体	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料体	燃料体	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料体	燃料体	中	時間	●F ₂ 漏えい検査(22)、△燃料の管理(25)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
(イ) 減速材及び反射体 (二) 原子炉容器	減速材及び反射体	原子炉容器	減速材及び反射体	減速材及び反射体	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			原子炉容器	原子炉容器	中	時間	●外観検査(16)、○漏えい検査(28)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
(ウ) 放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			放射線遮蔽体	放射線遮蔽体	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
二、燃料取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
(イ) 燃料取扱施設	燃料取扱施設	燃料取扱施設	燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料取扱施設	燃料取扱施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
(ロ) 燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	
			燃料貯蔵施設	燃料貯蔵施設	低	事後	●外観検査(16)	定事後	△定事後毎		820-022	JRR-3管理課	

試験炉 (JRR-3) の設備保全整理表

最終更新日 2021/9/1

※一部設備交換あり

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (構築)	保全 重要度	保全 方式	供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)		中長期保守 (通常の検査間隔 12月間を超える期間での保全)		備考	担当部署		
						事業者検査項目 (●立止確認、◎点検確認、○記録確認 △保安設備確認) △保安設備確認 (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (●保安規定、○運転手引等、 △保安規定文書等) () 付きは、事後保全における自主的 な点検	要領書 索引番号			点検頻度 (●保安規定、○運転手引等、 △保安規定文書等) () 付きは、事後保全における自主的 な点検	
(二) 非常用制御設備 (水) その他	非常用制御設備 その他	制御位置指示装置 重水タンク弁 制御棒引き抜き阻止 ポンプ起動阻止 リハース回路 蓄熱回路 中央制御室外原子炉停止装置 常設警報設備 漏えい監視設備 総合防災監視設備 警報装置	制御位置指示装置	低	時間	定期検査 (30)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査		JRR-3管理課	
			重水タンク弁	中	時間	◎作動検査 (10, 33)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	820-021	820-021-022	JRR-3管理課
			制御棒引き抜き阻止	低	時間	◎インターロック検査 (10, 33, 34)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査			JRR-3管理課
			ポンプ起動阻止	低	時間	◎インターロック検査 (10, 33, 34)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査			JRR-3管理課
			リハース回路	低	時間	◎作動検査 (33)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査			JRR-3管理課
			蓄熱回路	低	時間	◎警報検査 (28, 41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査			JRR-3管理課
			中央制御室外原子炉停止装置	低	事後	◎作動検査 (34)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	820-021	820-022	JRR-3管理課
			常設警報設備	低	事後						820-022	820-022	JRR-3管理課
			漏えい監視設備	低	事後						820-022	820-022	JRR-3管理課
			総合防災監視設備	低	事後						820-022	820-022	JRR-3管理課
ト 廃棄施設 (イ) 気体廃棄物廃棄設備	原子炉建屋排気設備	排気排気風機	排気排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査		工務第1課	
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-204, K710-205	K710-204, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
			放射線利用設備排気系排気風機	低	時間※	△外観検査 (35)、○排気風量検査 (35) △外観検査 (35)、○除去効率検査 (35)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-203, K710-205	K710-203, K710-205	工務第1課
(ロ) 液体廃棄物廃棄設備	液体廃棄物廃棄設備	排気筒	排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査		JRR-3/工務	
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
			排気筒	低	時間※	△外観検査 (8)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-205, 820-022	820-022	工務第1課
(ハ) 固体廃棄物廃棄設備	固体廃棄物廃棄設備	液体排気筒	液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査		工務第1課	
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課
			液体排気筒	低	時間※	△外観検査 (41)	要領書 自主編 索引番号	定期検査	要領書 自主編 索引番号	定期検査	K710-007	K710-007	工務第1課

試験炉 (JRR-3) の要領書リスト

種別	種類	要領書・成績書 (略称可)		保管場所		担当課	備考
		索引番号	名称 (章・節)	要領書	成績書 (今年度、過去分)		
検査	定期事業者検査	定事検	JRR-3定期事業者検査要領	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	原子力施設検査室	
	自主検査	自主検1	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (JRR-3原子炉施設 本体施設)	放射線管理課長室	放射線管理課長室	JRR-3管理課 研究炉技術課	
		自主検2 自主検3	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (JRR-3 放射線管理施設) 自主検査要領書	放射線管理第1課長室 工務第1課長室	放射線管理第1課長室 工務第1課長室	放射線管理第1課 工務第1課	
点検	手引	運手引	JRR-3本体施設運転手引	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課 研究炉技術課	
		利運手引	JRR-3利用施設運転手引	利用施設管理課113号室	利用施設管理課113号室	利用施設管理課 放射線管理第1課	
	要領	放手1	放射線管理手引 (施設放射線管理編)	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課	
		放手2	放射線管理手引 (放射線測定機器管理編)	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課	
		工手引	JRR-3特定施設運転手引 (原子炉施設編)	技術管理課長室	技術管理課長室	線量管理課 工務第1課	
		820-021	JRR-3本体施設自主点検要領 (I)	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課	
		820-022	JRR-3本体施設自主点検要領 (II)	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課	
		710-101	JRR-3本体施設自主点検後 (制御設備他)	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課	
		710-004	JRR-3放射性廃棄物等の管理要領	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課	
		713-004	JRR-3事故現場指揮所で使用するFAX機の点検	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課	
		k710-006	工務技術部排気ダクトの管理要領	JRR-3工務第1課長室	JRR-3工務第1課長室	工務第1課	
		k710-007	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	JRR-3工務第1課長室	JRR-3工務第1課長室	工務第1課	
	k710-202	JRR-3設備機器の月例点検要領	JRR-3工務第1課長室	JRR-3工務第1課長室	工務第1課		
	k710-203	JRR-3特定施設の自主検査要領 (原子炉施設)	JRR-3工務第1課長室	JRR-3工務第1課長室	工務第1課		
	k710-205	JRR-3特定施設の自主点検要領 (原子炉施設)	JRR-3工務第1課長室	JRR-3工務第1課長室	工務第1課		
	未輸送手引	未使用燃料輸送容器管理手引	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課長室	JRR-3管理課		
	済輸送手引	使用済燃料輸送容器管理手引	研究炉技術課長室	研究炉技術課長室	研究炉技術課		
	710-011	JRR-3本体施設自主点検要領 (I)	研究炉技術課長室	研究炉技術課長室	研究炉技術課		
	710-012	JRR-3本体施設自主点検要領 (II)	研究炉技術課長室	研究炉技術課長室	研究炉技術課		
	利自主点	JRR-3利用施設自主点検要領	利用施設管理課113号室	利用施設管理課113号室	利用施設管理課		
放自主点	管理用計測機器の点検要領	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課長室	放射線管理第1課			